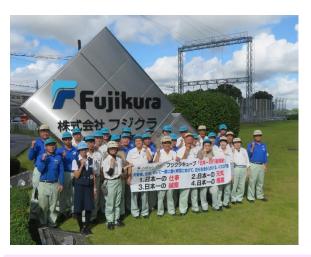
障害者雇用に関する優良な中小事業主として認定を受けた佐倉市初の企業です!



株式会社フジクラキューブ



2024年6月1日時点



業 種:グループ会社の請負い業務

緑化、厚生、事務サービス

会社概要:株式会社フジクラ特例子会社

所 在 地 : 千葉県佐倉市六崎1440

ホームページ:

https://www.fcube.fujikura.jp



会社のPR情報

フジクラキューブは、障がい者を積極的に雇用し、誰もが活躍できる企業を目指す親会社である㈱フジクラの100%出資の子会社として、フジクラ佐倉事業所内に、2015年11月に設立しました。2016年4月に緑化・清掃業務から営業を始め、2016年6月に「特例子会社」の認定を取得しました。

現在(2024年6月)、20名の障がい者メンバー(軽度知的障がい者19名、精神障がい者1名)が在籍しており、それぞれの個性・特性を活かせる分野(チーム)に配属され、健常者スタッフとともに業務にあたっています。

会社からのメッセージ

フジクラキューブの由来は、「地域社会」・「フジクラグループ」・「自社(特例子)」の3者が掛け合わさり、Win-Win-Winとなって発展していくことを目指し「3乗(CUBE)」としました。 共に喜びを創造していきます。



障害者雇用への取組の成果(認定に当たっての評価ポイント)

数的側面裏雇用率83.33 %定着状況過去3年間に採用した障害者の就職6か月後 定着率100 %過去3年間に採用した障害者の就職1年後 定着率80 %

質的側面

キャリア形成

○雇用している障害者の平均年収が3年間で5%以上上昇している

○非正社員から正社員への転換実績がある



株式会社フジクラキューブ



2024年6月1日時点

障害者雇用への取組の成果(認定に当たっての評価ポイント)

た研修を実施した。

体制づくり ○自社HPにて障害者雇用について社の方針を内外に発信しているほか、フジクラキューブ「25中期計画」を策定し、全体集会を通じて社長より内容を説明し、障害のある社員の活躍を推進している。ジョブコーチ(企業在籍型職場適応援助者)を配置し、障害のある従業員を支援している。 ○専門的な外部研修・セミナーを活用している。 ●障害者就業生活相談員資格取得認定講習を受講 ○障害者に対する業務指導又は職業生活上の相談支援のノウハウ等の向上を目的として、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して社内研修等を実施した。 ○在籍するジョブコーチから社員に対し、障害者雇用への理解促進を目的とし

仕事づくり

事業創出	過去2年間のいずれの年も経常利益が黒字となっている。
職務選定・創出	 ○親会社やグループ会社に向けて障害者への理解を深めるセミナーを実施し、今では8つの仕事(緑化、清掃、洗濯、名刺印刷、観葉植物、農園、加工、PDF)を受託し、障害特性に配慮した職務を創出した。また、多能化表を用い、各障害者メンバーの「職務の現状と適性」について、援助するスタッフ間で状況を共有し、業務の設定変更時に活用している。 ○障害者の能力・適性をハローワーク及び障害者就業・生活支援センター、特別支援学校と職場実習の結果等と併せて共有し、個々の障害特性に配慮した職務のマッチングを行っている。
障害者就労施設等 への受注	就労継続支援事業所に対して年間100万円以上の業務を発注した実績がある。

各 種 業 務



①緑化



②厚生(掃除)



③洗濯



4名刺印刷



⑤植物レンタル



6農園



7加工



®PDF

他に製造直接作業(廃却作業)や発送業務(社内報、商品など)



株式会社フジクラキューブ



2024年6月1日時点

障害者雇用への取組の成果(認定に当たっての評価ポイント)

環境づくり

職務環境	 ○下肢障害の方が移動しやすいように、出入口、廊下、階段等に手すりを設置している。 真夏の屋外作業時には熱中症センサーを使った監視管理をおこない、こまめに休憩を取る事や、ファン付きベストの着用などで、熱中症対策を進めている。 ○障害のある社員の特性に合わせ、作業マニュアルを作成し、作業手順の簡素化を図っている。
募集・採用	 ○特別支援学校、障害者就業・生活支援センター・就労移行支援事業所と連携し、職場実習の受け入れや見学を行っている。 (令和5年後期、令和6年前期でのべ13名の実習を受け入れ) (令和5年2月に1年生の社会科見学を13名受け入れ) ○障害者雇用に関する先進的な他企業の見学及び障害者雇用に関する意見交換を行った。 ○自社の障害者雇用の取組について、他企業からの見学を受け入れた。 ○障害者雇用に関するセミナーの講師を派遣した実績がある。 (令和5年11月から令和6年4月の間に3回)
働き方	 ○就業規則において全社員が利用できるテレワーク制度を整備しており、活用が有効だと考えられる障害のある社員には積極的に活用を促している。(障害のある社員の活用実績あり) ○就業規則において全社員が利用できる通院のための休暇(定期的な通院が必要な場合に半日単位で6日/年使用できる休暇)を整備している。(障害のある社員の活用実績あり)
キャリア形成	○従業員賃金規則において全社員に対し、給与の評価基準を公表しており、障害のある社員についても対象としている。
その他の 雇用管理	○全ての障害のある社員について、体調及び業務の遂行状況を把握するため、 業務日報を作成しており、毎日スタッフが確認、月に3~4回行うスタッフ 会議で共有している。○就労支援機関と日頃から連携し、定期的な相談支援等を受け入れている。









